

第5章 地方自治体における産業政策

1. はじめに

今日の経済や社会の情勢、制度改革の動向により地方自治体への関心が高まっている。企業のなかに業績改善の顕著なものがあるとはいえ、景況感にはバラツキがみられる。デフレ経済の長いトンネルの出口を見失い疲弊し切った地域経済にはいまだ厳しい状況にある中小企業が圧倒的に多い。硬直化した国および地方の財政が悪化しているだけに、官公へ依存した地域経済振興策は持続的な経済発展に有効性が乏しい。

地域経済の再生に万策尽きた観があるなかで、行財政改革や構造改革特区の活用等に積極的な地方自治体に期待が寄せられており、それらの動向が注目されている。地方自治体は地域の実情を最も詳細に把握しておりその活性化への貢献に期待が高まっていることもあるのだろう。

地方分権の進行もまた、地方自治体への関心が高まる理由である。その受け皿として地方自治体の重要性は間違いなく増してゆく。それだけに、地方自治体とその職員はこれまで以上にその能力と資質が問われることになるであろう¹。

そのような情勢下で地方自治体はいま、その可能性と責任という点で変曲点上にある。ところが、それに伴う地方自治の基本設計が中央政府により必ずしも明確に示されておらず十分な説明もなされていない。そのため、各地方自治体がそれを持って対応していたのでは、必要な施策を適宜とることができずに変革が立ち遅れることになる。したがって、地方自治体は各地の実情に配慮した政策立案を心掛けながら普遍的な地方自治の基本的あり方を視野におさめた制度設計を並行して進めなければならない。本

¹ ただし、従来より機関委任事務として多くの職務を地方自治体は担当してきたため、地方分権により職務が大幅に増加するようなことはないとみられる。

章では、地方自治の転換期における自治体による産業振興と、そのあり方を考える。

2. 地域経済の現況

日本企業は費用競争力、価格競争力の維持、強化を求めて海外へ進出する動きを強めている。そのような企業の動静は結果的に国内の生産と雇用を縮小させてしまう。地域に残った企業には労働賃金の安価な外国人労働者を導入し苦境を乗り切ろうと努力しているものもみられるが、これは必ずしも地域経済の活性化に直結する効果をもつとは限らない。そのため、地域経済は一層厳しい状況に追い込まれている。

地域間の所得格差は、関東地方、中部地方、近畿地方の所得水準が平均より高く、北海道地方、東北地方、中国地方、四国地方、九州地方のそれが低く、これらには最大で約2倍程度の開きがある²。その所得格差の主要要因として生産性格差、生産性の高い産業への特化があるとみられる³。

鉱工業生産から地域の生産の動向をみても、地域間でバラツキがあることが分かる。東北地方や九州地方のように電子部品、デバイスの生産が占める割合が高い地域では、デジタル家電の需要の伸びが生産の増加に影響している。東海地方ではそれに加えて輸送機械の輸出が好調で生産が伸びている。中国地方でも輸送機械の伸びが順調であり、関東地方、近畿地方では電子部品の生産の増加に加えて中国への輸出向けの化学等素材業種の生産が伸びていることが好調の原因だとみられる⁴。

これらの比較的好調な地域経済の事例から見い出すことができるることは以下であろう。国内市場か海外市場、あるいはその双方の市場が拡大しており、その市場で費用競争力、価格競争力、技術力、製品開発力等の点で高い潜在能力をもつ企業が優位な競争

² 内閣府編『経済財政白書 平成16年版』 国立印刷局、2004年、116- 7頁。

³ 同資料、118- 9頁。

⁴ 同資料、106- 7頁。

を展開していることである。海外への輸出や他地域への移出が多くとも地元関連企業との受発注関係が密であるならば、地域経済への積極的効果を期待することができる。しかし、地域の産業集積が崩壊していたり地元関連企業との受発注関係が稀薄で他地域企業との関連が密であるならば地元地域経済への効果は期待できない。

独自技術を有する企業の競争力も強い。それらの企業は創業前後や設備投資時に外部支援を受けることがあっても、一般的には、決して官公需要や補助金、制度融資等の支援策の手厚い保護・育成策に過度に依存することではなく、自律的な経営姿勢が顕著であるといえよう。当然、公共事業を通じて需要を支えられてきた土木業や建設業に競争力はない。

地方にとり公共事業を通じた富の分配、資源の配分は何をもたらしたのであろうか。1970年代国土の均衡ある発展が唱えられ、公共投資を通じた所得再分配政策が全国的に展開された。あたかもそれが豊かな地方社会を実現することができる唯一の手法のように位置づけられ、形式的で表面的な地方重視の政策が推進され続けてきた。それは病人を薬漬けにして延命させているようなものである。産業構造の転換を遅らせ、活力ある創業や新産業の出現を阻む。最も問題なのは、民間企業に他律的、依存的な体質が染み付いてしまうことである。

不調な地域経済の現状をみると、自律的な経済運営を実現できている地域は稀である。ほとんどは不況が長引いたり公共事業の規模が縮小されたりすると再起不能なまでに大打撃を被るような地域、他律的な地域ばかりになってしまった。多様な価値や価値観を認めることができる真の豊かさとかけ離れた地域社会ばかりが増えた。結果的に、経済や産業の地域間格差は縮小するどころか拡大さえした。かつて豊かさを増大すると信じた方法が実はそうでなかったのである。

3. 地方自治体の産業振興策

(1) 施策の概要

地域経済において各種の産業は重要な役割を担っており、また企業規模では比較的大規模な企業から中規模、そして小規模までの様々な企業が混在する。『中小企業白書』によれば、中小企業は2001年、全事業所数の99.7%、全従業員数の66.9%を占める。同様に、製造業の集積をもつ板橋区の地域経済においても、企業数と従業員数の点から中小企業の存在感、影響力は相当に大きい。

中小企業と大企業について全要素生産性 (TFP:Total Factor Productivity) の成長率を1995年から2001年までの平均成長率で比較すると、中小企業の生産性が大企業のそれを上回るという興味深い観測もある。すなわち、前者の1.14に対し後者が0.88であり、中小企業のほうが大企業よりも高いのである⁵。TFPは経済成長に対する技術進歩の寄与分を示すものであり、経済成長にはこの向上が不可欠だとされる。中小企業のTFPが大企業のそれを上回る事実は地域経済の活性化にとって中小企業を活用することの有効性をデータとして裏づけるものといえよう。

そのような理由から、ここでは、地方自治体の産業振興策について、板橋区および東京都の中小企業対策の概要を見る。併せて、国の産業振興策をみるとことにより、それぞれの特徴や考慮点について検討する。区における産業の支援を効果的に推進するためには、国や都の制度との整合性、連携を図りながら独自色を濃くしていくことが有効であると考えられる。

区の施策

同区は産業振興・支援策として2004（平成16）年度、以下を実施している⁶。まず、地域産業の振興策として、商業の振興、工業の振興、リーディング産業の育成という3つを軸に18事業を実施

⁵ 中小企業庁編『中小企業白書 2004年版』2004年、72頁。

⁶ 板橋区商工振興課『事業ガイドブック 平成16年度版』2004年を参照。

している。

商業振興策には、「魅力ある店舗支援事業」や「にぎわいのあるまちづくり事業」といった補助事業のほか、「空き店舗ルネッサンス事業」のように商店街の空き店舗解消と賑わい創出、NPO支援を兼ねた事業がある。また、「区民が選ぶ板橋のいっぴん事業」のように、区内で製造・販売されている食料品から区民が選び区内外にそれらの商品（2003年度は57商品を認定）を周知するよう情報を発信することにより商店街の集客力向上、商業活性化を図ることを目的とした、比較的特徴のある事業もある。

工業振興策として、「いたばし産業見本市」といった展示会のほか、講演会、シンポジウム、企業情報交流会、ビジネスコンテスト等のイベントを開催し企業による情報の収集、交換、ネットワーク作りの場を提供している。また、「板橋製品技術大賞」により区内中小企業者による優れた新製品、新技術を表彰することを通じ区内外に区内企業の開発力や技術力をアピールする努力をしている。さらに、「受発注相談」「企業情報交換会」「工業振興事業」「製造業データベース」「板橋中小企業グループ連絡会」により受発注相談、斡旋、情報提供、異業種交流、企業グループ支援等を実施している。

リーディング産業の育成策には、「コミュニティビジネス・ワーカーショップ」「コミュニティビジネス・コンテスト」がある。これらを通じて地域の課題やニーズを明確にし地域で解決する方法を模索する事業を実施している。

その他、経営の支援として融資、相談、支援、創業支援といった19事業を、勤労者支援として相談、各種講座といった5事業とハイライフいたばし（勤労者福利共済制度）を実施運営している。施設提供としては、勤労福祉会館、ハイライフプラザいたばし、企業活性化センター、生活産業融合型工場ビル、ビジネスプラザの貸し出しや運営等を行なっている。さらに、区内中小企業の情報発信、経営支援を目的に「いたばし産業情報（いきいきタウン）」、中小企業の情報、商店街やイベント等の産業情報の発信により産業振興を図る「産業情報ネット」を開設している。

都の施策

東京都は、中小企業対策として、労働者と中小企業経営者に対して各種の支援事業を実施している⁷。経営強化を図るために各アドバイザー制度や研究・講習会の実施をはじめ、小規模事業者や下請事業者を対象にした経営相談、創業・経営革新支援、受発注情報の提供、苦情紛争の相談・調停等、官公需の受注、融資、展示場・展示会、市場開拓等の事業を実施している。

また、技術向上を図るために研究所やセンターの紹介、技術研修・講習会の案内、产学公連携事業や異業種交流会、技術関係の助成、知的財産の創造・保護・活用支援等を実施している。地域振興としては、地域の中小製造業活性化、地場産業活性化、地域商業活性化の事業を実施している。従業員の能力向上として、施設の提供や熟練技術の継承、職業能力開発の支援等を実施している。

さらに、情報提供として、経営に関する定期刊行物を8誌、技術に関する定期刊行物を4誌、雇用管理等に関する情報誌・定期刊行物を9誌、職業能力開発に関する刊行物を5誌発行している。その他、ビデオやインターネットを通じた情報提供を実施している。

(2) 国の施策

日本経済の活性化や雇用確保の鍵である中小企業の活性化を図るためとして、政府は2003（平成15）年度に、中小企業金融対策、中小企業の再生支援、創業・新事業展開に挑戦する中小企業への支援からなる3本柱を中心に、中小企業を対象とした施策を実施した⁸。また、翌年度における中小企業対策としても、同様の認識から、概ね同じ施策を重視し引き続き実施している。

これらの施策は、再生支援、創業・経営革新支援、人材育成支援、中小商業対策、小規模企業支援、下請中小企業対策（2004年

⁷ 東京都産業労働局『支援ガイド2004年度』2004年。

⁸ 中小企業庁編、前掲資料、270頁。

度なし)、官公需施策、中小企業経営安定対策、中小企業税制、雇用・福祉対策、特別対策(業種別対策、エネルギー・環境問題への対応、人権啓発の推進、沖縄の中小企業対策)、調査・広報推進を主要な内容とする。

ここで注目すべきは、専門性の強化と事業の一体的実施を目的に、中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の3法人を2004(平成16)年7月に統合し中小企業基盤整備機構を設立することであろう。また、2009(平成21)年3月までの約5年間を期間とする中期目標の設定、その達成状況に関する事後評価の徹底、予算・組織等の柔軟性の確保といった独法制度の特徴を活かし、効率的、効果的な施策の実施を図ることとしている⁹。

そして、同機構の実施事業として、以下の4つが掲げられた。
①創業ベンチャー、既存中小企業等の新事業展開促進のために、人材、施設、信金、技術等の経営資源の調達支援や、新事業展開を支援する民間機関等の活動を促進すること、②中小企業、地域密着して活動するその他事業者の経営基盤の強化を図るために、個々の経営者が日常的な取り組みのなかで経営上の課題に対応していくよう、研修の実施や相談体制の充実、産業集積の活性化を促進すること、③経営環境の変化への対応の円滑化を図るために、自主的な取り組みだけでは対応が困難な中小企業の再生支援や、連鎖倒産防止、小規模事業者の事業廃止等の円滑化のための共済制度を確実に運営すること、④これらの他、機構は、個々の事業者がこれらのサービスを、関連する他の支援機関の機能と連携して活用しうるよう、各種施策情報を提供する体制の強化を図る。期限が定められた業務については、適切な工程管理と業務運営により円滑に事業を終了していくことである¹⁰。

また、同機構は、これらの事業により、地域経済の自律的発展

⁹ 同資料、307頁。政府や公務員と特殊法人や関係機関・団体の関係において、これまで天下り、不透明な資金の流れなど様々な問題を生じてきた。これが同様にならないよう注目し監視する必要がある。

¹⁰ 同上。

を促進していくために、それぞれの地域が抱える課題に対応しつつ地域の保有する産業資源を発掘し、それを活かして、地域における特徴ある産業集積の形成を図る。さらに、政策課題に対応した事業者の取り組みに対して、出資・債務保証等の業務を着実に行なうこととしている¹¹。

(3) 可能性と限界

政策目標の実現を図るいずれの政府にとっても、政策の適切な策定は効果的な実施、有効な機能に不可欠である。これは地方自治にとっても同様である。中央政府の政策手段には、規制と助成、課税、直接ないし間接的供給、許認可、直接購入、開発と調査、情報提供、勧告などがあり、これらを効果的に組み合わせることが可能である。そして、最も高い有効性を發揮させるにはこれらの最適な組み合わせが必要となる。

一方、地方自治体が使用できる政策手段は比較的限定される。産業振興の政策領域では、課税や公共料金の減免策、用地・施設使用等の優遇策を効果的に用いることが重要だが、地方自治体の可能性は制限される。とくに地方自治体と徵税権の関係は、補助金や交付税交付金による財源確保以上に重要な意味をもつ。今後、税財源の移譲に伴う徵税権の委譲を含め、地方自治体に可能な政策手段の確認、整理、組み合わせ作業が必要である。併せて、政策手段や政策モデルの開発が有効になる局面がありうる。

そのためには、地域の資源情報が重要になる。地域社会の活性化に地域資源の活用が有効だからである。当該地域にどのような資源が存在し、どの資源をどのように活用することができるかは地域の重要な資産であり潜在的競争力の基礎となる。天然資源も自然資源も重要な地域資源だが、それらには枯渇の可能性や需要変化による影響を受ける可能性がある。技術変化によって資源への需要が変化することも忘れるべきではなかろう。

地域資源のうち最も重要な資源は地域住民である。そして、人

¹¹ 同資料、307- 8 頁。

と人がつくる様々な人的ネットワークもまた重要な地域資源である。人的ネットワークは必要や変化に応じて構築することも再構築することも可能である。地域には既存の第1次産業、第2次産業、第3次産業があり、それらの集積とそこに構築されているネットワークを地域資源と見ることができるが、ペティーエクラークの法則が示すように、これらは経済の発達段階や状況で変化する。第3次産業へ就業者や資本が移動した結果、同産業の就業者数は他産業のそれよりも多い。そこには比較的大きな市場と情報、すなわち豊かな資源が眠っている。

政府の産業政策では依然として産業の保護、育成に主たる重きがおかかれている。とくに制度融資や補助金といった手段への依存が強い。国も地方も巨額な財政赤字を抱えていること、他律的企業を保護、育成しても自立した地域経済の長期的な発展につながらないことは明らかである。とりわけ地方自治体の制度融資や基金の制度に対しては、費用対効果、仕組みの利用し易さという点において、国や民間の同種事業と比較して運用実績が著しく劣るため批判が少なくない。

国および地方の産業政策において使用可能な資源には制約がある。当然、地方自治体が活用することができる資源にも制約がある。何を資源とできるかという資源認定が裁量的、主観的特徴を強く有すため、地方自治体にとり運用可能な資源は可変的である¹²。たとえば、組織内外の人的資源は様々な要因により変化する。また、ゴミという廃棄物は、ダイオキシン対策上大規模に連続高温運転するゴミ焼却施設を保有する自治体には資源として位置づけられる。視点を変えれば、地域資源は無いと悲観するよりも多く存在するかもしれない。

運用資源に対する制約条件が強まる条件下で資源認定が裁量的になされうるとすれば、投入資源、事業の産出と結果に対する社会的関心は高まる。決算・監査という従前からの事後的な行政評

¹² 金井利之「自治の資源とその管理」、森田朗他編『分権と自治のデザイン』有斐閣、2003年、180頁。

価は、単なる時間軸にとどく資源の投入とその決定を示すにすぎず、論理的にも循環過程的にも資源管理の要求を充足しなくなる。その結果、事後的な行政監査は不十分なため、個々の政策や事業における資源の投入産出過程という管理循環中の後段階にくる産出・結果の評価が求められることになる。そのような状況では、行政にとって今後、情報の公開、透明性の維持が必要条件として益々重要になるであろう。

4. 地方自治体と政策

(1) 地方自治体の役割

地方自治体にとって最重要の基本的課題は、地域住民が健康で安全に暮らすことができ、地域の事業者や企業が経営活動を自由活発に展開することができるような地域社会の実現を促進すること、それを通じ住民福祉の増進を図ることである。地方自治体にはそのために各種の政策を立案し実施することが求められる。換言すれば、全ての政策は必要性の範囲においてそうした基本的な目的を追求し実現するために実施されなければならないのである。

それらの目的を政策的に実現するために、当該地方自治体は政策効果を高める基盤づくりを通じ地域社会を直接的、間接的に活性化しなければならない。資源投入成果が社会の活性化の程度によって異なるからである。それゆえ、各種政策の効果を相対的に高めるには、地域社会の活性化が前提条件になる。たとえば、同額の資金が負債の返済や倒産の処理に使用される場合と積極的な設備投資に使用される場合を比較すれば、後者が効果的であることは明らかであろう。

そのようなことから、地域社会の活性化は基本目的の追求に直接にも間接にも関わる課題のひとつに位置づけられる。活力の低下している地域においては、その状況の改善から着手することが自治体による政策にとり重点課題になる。実際には、地域社会はそれぞれ多様だから、それらの状況や各自治体が抱える問題、政策課題は異なる。地域社会の人口（高齢人口、生産年齢人口）の

増減や産業構造の変化は一様でない。各自治体が政策を策定する前提となる地域の現状や問題は比較的複雑で各様である。したがって、全ての地方自治体に共通した万能の地域活性化策はない。

(2) 公と私の関係

高度経済成長期の後に成長した国民の価値観は、戦後の物資不足の状況における価値観と異なる。経済環境の変化は価値観を変化させ政策課題も変化させる。大きく変質した価値観の下では、社会が求める政策課題も当然大きく変化した。経済成長優先から多様な価値観を容認できる豊かで安定した社会の構築へと視点の転換が求められる。今日の社会において真の豊かさを享受することができる政策の策定が必要なことはいうまでもなかろう。

経済学的に民間部門への公的介入が許容される代表的事例のひとつに、市場の失敗があげられる。市場の失敗には、市場不成立の場合と市場機能不全の場合がある。いわゆる公共財として直接ないし間接に供給責任が政府に生ずるとされるのは、前者の場合に該当するとみられてきたからにほかならない。公共財については価格づけがきわめて困難か不可能であることを根拠に、公的介入が許容され、公的に供給されてきたのである。

公共財は非排除性、非競合性という2つの特性を有す。一般に、外交、治安、消防、義務教育などがその代表とされる。道路などの社会資本、インフラストラクチャーも（準）公共財に位置づけられ公的に整備されてきた事例が多い。

社会基盤整備における社会的共通資本の多くも概ねそのように取り扱われる。通常、社会的共通資本は自然環境、社会的インフラストラクチャー、制度資本の3つに大別される。自然環境には大気、水、土壤、森林、河川などが、社会的インフラストラクチャーには道路、鉄道、港湾、空港、上下水道、電力、ガスなどが、そして制度資本には教育、医療、福祉、司法、立法、行政、金融などが含まれる。これらのうち自然環境を除く2つの社会的共通資本の多くは、それらが本来固有に有す公共的な性質や社会的な

影響の大きさ、そして市場の失敗という理由から、公的介入にもとづき整備され供給され続けてきた。今日の環境悪化はひどく、自然環境に対する公的介入を正当化するほどの状況になっている。

地域住民の生活の質という観点からは一定水準を上回る供給が必要だろう。だからといって、これらを無制限に公的供給したり公的介入を許容し続けることはできない。全国的にみた財政状況すなわち財源と投資効果という観点を加味するならば、費用対効果、政策効果等の基準から、全国一律の供給水準の維持は非現実的だといわねばならない。田中角栄内閣以来、長く重視されてきた国土の均衡ある発展という概念は今日の日本の経済社会には全く不適合である。

他方、地方自治体が一般的に提供する各種行政サービスも公共財と考えられる。地域社会にコミュニティとして地域の健康で安全な生活や活動を可能にさせる諸種の業務が含まれる。拡大解釈すれば、地方自治体の組織、その建築物や運営管理する公共施設等も公共財になる。ただし、地方自治体の存在が公共財を体現する訳ではない。地域住民への有用なサービスの提供に必要な存在として機能することを条件とすべきである。さもなければ、社会的に不要な地方自治体を税金で養い続けなければならない不幸な状況に陥ってしまう。公的分野が私的分野に介入することが許容される領域を明確にし制限しておかないと、不要な干渉がなされる可能性を容認する結果になる。加えて、予算の消化を主たる運動法則として政府や地方自治体が存在し活動するならば、それは国民、地域住民、そして他の誰よりも納税者にとって不幸なことであろう。

5. 制度改変と地方自治体

わが国の地域産業に関わる基本政策のあり方は、現在の三位一体改革の動向如何にかかわらず、地方分権推進の方向にあるとみられる。政府の役割は各区政府にとって様々だが、地域社会のあ

り方を各自治体が模索し決定していく時代が到来したのである。

当面において、瑣末で技術的な領域に関わる問題を除き、地方自治体はその存在理由や根源に関わる基本問題に対応し整理する必要に直面している。それは基本的であるだけに解答困難でもある。公と私の関係のあり方に関して、以下に掲げるような問題が含まれるからである。とくに産業振興に関わる領域において、政策当局はこれを避けて通ることはできない。いずれの自治体にとっても真摯に受け止め今後の適切な対応のために真剣に検討し対応することが求められる。しかし、それに対する合理的な解答はいまだ明示されていない。

その問題のひとつは、社会や経済における公と私の関係のあり方である。真に活力ある社会を形成するには公と私の関係のあり方、すなわち公はどうあるべきかが問われる。公と私の関係、政府と民間部門の関係について、止め処なく累積していく巨額な財政赤字からは、積極的な評価を引き出すことは容易でない。

バブル経済崩壊に伴う1991年以降の景気対策、社会保障を優先した財政運営の結果、国と地方の長期債務残高は2004年度末で合計約719兆円に達し危機的状況にある¹³。そのうち483兆円が普通国債残高だが、同年に新規国債37兆円、赤字国債84兆円、合計121兆円の国債発行が予定されている。この巨額財政赤字を前に、循環的赤字、構造的赤字の双方を改善することが政府に課された急務である。政府介入が必ずしも奏効したと評価できないことから、公と私の関係のあり方、政府の民間部門への介入のあり方が改めて問われている。

もうひとつは、地方政府としての自治体のあり方である。地方分権は地方自治体の政策立案・遂行能力を問う局面を確実に拡大させる。ところが、自治体が抱える財政赤字も1990年度の67兆円（対GDP比14.9%）から2002年度の193兆円（対GDP比38.8%）まで急増した。地方分権化は地方自治体の役割を相対的に重要にする。受け皿として地方自治体には必要な能力があるのか、権限委

¹³ 内閣府編、前掲資料、73頁。

譲や職務等の移行に際しその仕組みの検討、工夫にきわめて慎重な配慮が求められる。そのような意味で地方自治体には二重の意味で重要な課題が負わされている。

地方分権の推進は自治体職員の増員を意味しない。間もなく人口減少に転ずれば、東京の中心区を除き、多くの地域の人口は減少し始める。こうした中で地方自治体の職員の増加を許容する正当な理由はありえない。さらに、政策評価、市場化テストといった観点が地方自治にも取り入れられる必要性が主張されている。それらの諸点から、自治体の権限や役割の増大が組織の拡大に直結しないことは明らかである。

6. むすびに代えて

資本主義経済における政府の役割は多様である。政府の役割は、政府が本源的に有す役割、私的部門との関係において担うべき役割に分けることができる。国民の富や福祉の増進、幸福の追求といった部分では、いずれの政府にとっても政策目標は普遍性をもつ。

一方、他の部分では特定の単純形にその役割や目標を統合することは容易でない。社会や経済の歴史的な発展段階、状況が国ごとに異なり、その政府と国民が直接あるいは間接に重視する政策上の価値基準が異なるからである。政府が私的経済に関与する程度は自由放任的立場から福祉国家的立場まで広範にわたる。

経済政策は経済と政府の関係のあり方を規定するひとつである。廣義における経済政策は一定の目的達成に向けられる諸手段の効率的利用の方途の選択、すなわち経済的プログラムの編成と等義だとされる¹⁴。また、狭義には公共的経済政策、すなわち政府の経済政策だとされる¹⁵。経済政策の目標は公共の福祉の増進を図るために経済的資源の利用効率を向上させること、その成

¹⁴ 熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、1964年、9頁。

¹⁵ 同文献、10頁

果の分配の公正を改善することにある。政府政策はこれらの目標追求のため適切に策定され有効に機能しなければならない。

産業振興が地方自治体にとって重要な政策課題であることは明らかである。しかし、それは地方自治体の能力を過大評価し存在を堅持したり存在意義を顯示するための手段ではない。地域の住民、企業、社会が豊かで自律的に活力ある地域社会を構築するために、コーディネーターとしての役割を果たすことが今後、重要になっていく。地方自治体には、その役割の担い手として有効に機能することが期待されている。

参考文献

- 稻毛満春他編『現代社会の経済政策』有斐閣、1985年
小原久治『地域経済を支える地場産業・産地の振興策』高文堂出版社、1996年
神野直彦『分権型税財政の運営』ぎょうせい、2000年
熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、1964年
小早川光郎編『地方分権と自治体法務』ぎょうせい、2000年
佐々木毅、金泰昌編『21世紀公共哲学の地平』東京大学出版会、2002年
中小企業庁編『中小企業白書 2004年版』ぎょうせい、2004年
内閣府編『経済財政白書 平成16年版』国立印刷局、2004年
松下圭一『自治体再構築の市民戦略』公人の友社、2004年
森田朗他編『分権と自治のデザイン』有斐閣、2003年
山梨学院大学行政研究センター編『地方分権と自治体改革の課題』第一法規、1995年